

緊急記者発表

近畿地方整備局 京都国道事務所	配 布 日 時	平成２８年１月２０日 １３時００分
資料配付		

件 名	緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき国道９号の２区間を指定し、必要とならば（放置車両・立ち往生車両）の移動等作業を実施します。
-----	---

概 要	要	●大雪災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の規定に基づき、下記区間を指定します。 ●当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。		
		路線名	指定する区間	延長
		国道 9 号	京都府京都市西京区大枝沓掛町地先 ～ 京都府亀岡市篠町王子地先	約 4. 7km
		国道 9 号	京都府南丹市園部町上木崎地先 ～ 京都府船井郡京丹波町新水戸地先	約 4. 0km

取 扱 い	—
-------	---

配 布 場 所	京都府政記者クラブ 京都市政記者クラブ
---------	---------------------

問 合 せ 先	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 電話０７５－３５１－３３００ 副所長 中藤俊彦（内線２０５） 管理第二課長 松下幸男（内線４４１）
---------	--